

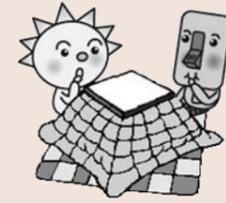
出産育児一時金の受取代理制度について

市民生活課
☎0854-40-11031
雲南市国民健康保険の出産育児一時金は、出産後の申請で35万円を支給しています。また、この出産育児一時金については、受取代理制度を実施しています。
被保険者が病院、診療所、助産所等の医療機関で出産される場合、申請により出産費用を請求する医療機関を受取代理人として、35万円を限度として直接雲南市国民健康保

険から医療機関に出産育児一時金を支払うことが可能となりました。
医療機関の受取代理を希望される場合は次の手続きを行って下さい
申請用紙は市役所及び各総合センターにあります。申請書には、本人の記入欄と医療機関の記入欄があります。
本人欄は申請者が記入・押印し、医療機関には医療機関で記入・押印を受けて、市役所又は各総合センターへ提出して下さい。
申請書提出の際は、母子健康手帳その他出産予定日を証

「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」
実践にご協力ください～その⑧～

市民部環境対策課 ☎0854-40-1033
★冬の省エネ 寒い冬は「こたつ」で省エネをしてみませんか？
エアコンやストーブは部屋全体を温めますが、こたつは熱源を布団で覆い一部分を温めます。そのため熱効率が良く、省エネになります。敷布団の下に断熱シートを敷くなど、熱を逃さないように工夫するとさらに高い効果が得られます。
また、1日5時間こたつを使用すると、温度調節を強から中に下げると冬期間で約1,130円もお得です。一つの暖房器具でこんなにも省エネができるのです。
身近なものから省エネを実践しましょう！



固定資産税、法人市民税の税率が変わります

税務課
☎0854-40-1034
平成19年4月から固定資産税、法人市民税の税率及び軽自動車税の納期が改正されます。

現在、固定資産税と市民税の法人税割の税率は、合併前の旧町村の税率を引き続き適用しています。これら2税目は、合併協議において「合併後、5年以内に統一する。」とされ、旧町村の税率を適用する不均一課税を暫定的に行なっています。

合併以来の懸案でありました税率の統一について次のとおり不均一課税を平成19年度・20年度の2か年をもって解消することとしましたのでお知らせをすることもご理解いただきありがとうございます。

固定資産税の税率改正
平成19年度分から1・55%となります。

ただし、税率が上昇する加茂町及び掛合町の固定資産税

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度～
加茂町	1.45%	1.50%	1.55%
掛合町	1.50%		
大東町	1.55%		
三刀屋町	1.60%		

の税率については、その負担増に配慮し、平成19年度分は1・50%とする特例措置を講じています。

法人税割の税率改正
平成19年4月1日以降に終了する事業年度等の算定期間の法人税割の税率は、13・5%となります。

ただし、税率が上昇する大東町、加茂町及び木次町の法人税割の税率については、その負担増に配慮し、段階的に税率を上げます。

今月の金・国民健康保険料(第11期分)
固定資産税(第4期分)

納期限は
2月28日(水)まで

明する書類を提示ください。申請ができるのは、出産予定日前1か月からとなります。

国民年金保険料は口座振替が便利でお得です

市民生活課
☎0854-40-11031
国民年金第1号被保険者の期間は、ご自身で国民年金保険料を納めていただきます。国民年金保険料は、社会保険庁から送られてくる納付書により納められるほか、口座振替やパソコン、携帯電話からの電子納付(金融機関との契約等必要)もできます。

【前納】
まとめて納めてお得
国民年金保険料を1年分または6か月分まとめて支払うと割引があります。(例)4月分から翌年3月分までを4月末にまでに支払うと、890円のお得です。
早く納めてお得
【口座振替早期納付】
口座振替制度を利用し、かつ、1か月早く納めることにより、月々50円の割引があります。(平成18年度参考額)
まとめて口座振替納付がお得
【口座振替前納】
1年分(または6か月分)

市税等口座振替について

収納管理課
☎0854-40-1035
雲南市では市税・料の納付方法のひとつとして口座振替を実施しています。

毎月末に当月分のみ指定の口座から引落としますが、残高不足で引落とされなかつた方については、再振替通知書(ハガキ)でお知らせし、翌月の15日に再振替を実施します。

なお、この口座振替は現年度当月分(平成18年度)の市税・料を対象としているため、納期限が過ぎたもの及び過年度分(平成17年度以前)は口座振替ができませんのでご理解のほどお願いします。

納付方法	納付書
口座振替(再振替)か、納付書	納付書
現年度	納付書
過年度	納付書
過年度更正	納付書

また、過年度分の市税・料について、更正(追加徴収)があった場合も口座振替による納付ができませんので、変更決定通知書(税務課発行)に同封されている納付書でお支払いいただきますようお願いいたします。

広告枠

広告枠